

①令和2年（ワ）第29号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外7名

被告 大洲市 外2名

②令和2年（ワ）第197号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外1名

被告 大洲市 外1名

令和3年5月31日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御 中

①及び②事件被告大洲市代理人

弁護士 武 田 秀 治



準 備 書 面 (3)

原告ら準備書面5、第2 被告大洲市に対する反論に対する被告大洲市からの反論

1. 避難指示の遅れについて

(1) 平成30年7月7日午前6時20分時点

ア. 被告大洲市においては、山鳥坂ダム工事事務所からの情報提供等を受けて、住民の身体・生命に重大な危害を及ぼすおそれが高いことを認識していたため、被告準備書面(1)第2、1(17)のとおり、第5回災害対策本部会議を開催し、同第2、1(15)の連絡事項とともに、同(9)のとおり、

「避難勧告」を菅田・大川・柚木・久米・只越・五郎地区に、「避難準備・高齢者等避難開始」を春賀・八多喜・伊州子・豊中・白滝・平・東大洲地区に発令している状況を踏まえ、今後の対応について協議していた。

同準備書面（２）１（３）～（４）のとおり、避難勧告等の発令は、水位情報が最も基礎的な情報であり、大洲市地域防災計画において、河川洪水における避難勧告等の判断基準を水位によるものと定めていることから、準備書面（１）第２（９）のとおり、肱川の水位上昇に伴い、避難情報を発令していた。

以上のとおり、被告大洲市は、その時々状況に応じて地域防災計画において定められた対応を行っており、原告が主張する裁量権の逸脱はない。

イ。「西大洲地区ではコンビニエンスストアの天井まで浸水被害を受けるほどの状況」と主張されるコンビニエンスストアが、サークルK西大洲店のことであれば、サークルK西大洲店の浸水状況は、平成16年（台風16号）が床上2m、平成17年（台風14号）が床上1m25cmである。（丙A7の1、丙A7の2）原告らは、「2004年（平成16年）、2005年（平成17年）を上回る過去最大」という情報を聞けば、直ちに避難指示情報が出せたはずだと主張するが、コンビニエンスストアのあった西大洲地区は、肱川支川の久米川流域に当たり、当時、同支川の堤防は低く、浸水被害が多く発生していたが、平成16年の浸水被害を受け、愛媛県において堤防の整備が進められており、過去の経験をもって、

そのまま判断するものではない。

(2) 平成30年7月7日午前6時50分地点

同準備書面(1)第2、1(17)～(18)及び同準備書面(2)1(3)～(4)のとおり、避難勧告等の発令には、水位情報が最も基礎的な情報であり、大洲市地域防災計画において、河川洪水における避難勧告等の判断基準を水位によるものと定めており、洪水被害発生のおそれを判断するためには、水位は必要な情報であり、同(2)1(5)のとおり、山鳥坂ダム工事事務所長からの6時50分時の電話連絡を受け、すぐに大洲河川国道事務所に対し、肱川の今後の水位状況についての助言を求めたもので、避難情報を発令するためには、水位予測を確認する必要があった。

2. 水位情報に依存した避難指示発令判断の誤りについて

(1) 被告大洲市が水位情報に基づき避難情報の発令を行っていたのは、同準備書面(2)1、(3)(4)のとおり、平成29年1月内閣府が示した避難勧告等に関するガイドラインに依拠したもので、肱川のような洪水予報河川については、国により、避難判断水位や氾濫危険水位などが設定されることとなっており、当市においてもその基準を参考にしながら、避難情報の発令基準を定めていた。

(2) 原告らの、水位情報に依存しては「水位観測所の上流にある肱川町地区は警報が出せないことにもなる」との主張が「避難情報」が出せないことにもなるとの趣旨であれば、同準備書面(1)第1、8(2)のとおり、肱川地区は、水位観測

所の水位ではなく、災害の発生の予測を、市役所支所職員や消防団員等からの現地情報により判断することとしており、避難情報が出せない状況にはなかった。

現に、肱川地区には、同（１）第２（９）及び（１８）のとおり、７月７日午前７時３０分に避難指示を発令している。

3. 放送内容の不備について

同準備書面（１）第２、１（１８）及び同準備書面（２）１（７）のとおり、提供された水位の予測資料から、今回はこれまで以上の被災が予想され、また、通勤の時間帯に差し掛かるため、全ての住民に避難の必要性を感じさせることが必要と判断し、放送内容を検討した。

放流量の数値をそのまま放送しても、多くの市民は、直ちにどの程度の被害に結びつくのかを判断するのは困難と考えられ、また、放流量を放送することで、放送文が長文となり、住民に危機感が十分に伝わらない恐れもあると判断したため、端的で切迫感のある命令口調で放送し、何より住民に命を守るための行動を促したものである。

4. 道路の不閉鎖に係る過失について

同準備書面（１）第１、６のとおり、当該地域は、原告らが居住している地域ではないため、道路の閉鎖と浸水による原告らの財産に対する被害との間に因果関係はない。